

正 昭和四・三・二法律第三〇号 昭和四・四・三法律第
 三〇号、昭和三・六・一法律第四号、平成六・六・七法律第
 四号、平成六・九・一法律第三号、平成三・九・二法律第二
 二〇号、平成二・三・三法律第三号、平成二・七・六法律第
 一七号、平成二・三・三法律第二〇号、平成三・五・二法律
 第二〇号、平成三・四・三法律第五号、平成四・二・三・三法律
 第一七号、平成六・六・二法律第二三三号、平成九・六・八法
 律第九号、平成三・七・五法律第九号、平成三・四・七法律
 第六号、平成七・九・八法律第七号、平成六・三・三法律第
 一七号、平成六・五・二法律第四号

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条—第十五条）

第三章 職業訓練等の充実（第十六条・第十七条）

第四章 職業転換給付金（第十八条—第二十三条）

第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条—第二十七条）

第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条—第三十条）

第七章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条
第三十二条）

第八章 雑則（第三十三条―第四十条）

附則

○ 目次：全部改正（平成一九・六法律七九号）、一部改正（平成二六・五法律四七号）

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、國が、少子高齢化による人口構造の変化等の經濟社会情勢の変化に対応して、雇用に関する、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と經濟的社会的地位の向上とを図るとともに、經濟及び社会の發展並びに完全雇用の達成に資することを旨とする。

2 この法律の運用に当たつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

○「一・二項…」部改正（平成五・六法律五号）
 〔職業の安定—職安—能開〕、〔経済的社

〔職業の安定—職安〕、能開二、〔經濟的社会的地位の向上—能開〕、〔職業選択の自由—三、憲三一、職安〕、

（定義）
 第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共

職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む）、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

○本条…一部改正（平成六・五法律四号）

〔公共職業安定所—職安〕、〔業務の一部を負担する学校—職安〕、〔職業紹介事業の許可—職安〕、〔職業紹介事業の届出—職安〕

（基本的理念）

第三条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

○本条…追加（平成三〇法律三〇号）

〔能力の開発・向上〕能開〕、〔再就職の促進等の措置〕
—四七三—、〔職業の安定〕職安、能開〕

(国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介に関する施策を充実にすること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわしい評価を受けること。

とを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実すること。

三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な施策を充実すること。

四 事業規模の縮小等（事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。以下同じ。）の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

五 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

六 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用の管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用の促進のために必要な施策を充実すること。

七 高齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の円滑な実施の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高齢者がその年齢にかかわらずその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするために必要な施策を充実すること。

八 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

九 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

十 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下この条において同じ。）の我が国における就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようにするため、雇用の管理の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。

十一 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用の促進するために必要な施策を充実すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用の管理の改善の促進その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2 国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、地域振興等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつていない雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。

3 国は、第一項第十号に規定する施策を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十四条

第三号の四イに規定する不法就労活動をいう。）を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。

○ 一項：一部改正（昭和六〇年法律七五号、平成六〇年法律三三号、平成三三法律三三号、一項：一部改正、本条：旧三三から繰下（平成三三法律三三号）、一項：一部改正（平成六〇法律三三号）、一項：一部改正、三項：追加（平成六〇法律三三号）、三項：一部改正（平成三三法律三三号）
 〔国の施策の基本方針一則二〕（職業指導一職安三三）
 〔三〕（職業紹介一職安三七三）

（地方公共団体の施策）

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

○ 本条：追加（平成二七法律全号）、旧三三の二から繰下（平成三三法律三三号）

（事業主の責務）

第六条 事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るよう努めなければならない。

○ 本条：追加（平成三〇法律三三号）、一部改正（平成三〇法律三三号）

第七条 削除

○ 本条：削除（平成三〇法律三三号）

第八条 事業主は、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に

發揮できるよう、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

○ 本条：追加（平成元六法律九号）

〔厚生労働省令で定める者—則一の二〕、〔厚生労働省令で定める理由—則一の二〕

（指針）

第九条 厚生労働大臣は、前条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

○ 本条：追加（平成元六法律九号）、一部改正（平成元九法律三三号）

〔指針—外国人労働者の雇管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針〕

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に發揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

○ 本条：追加（平成元六法律九号）、見出し：追加、本条：一部改正のうえ旧七条から繰下（平成元六法律九号）

〔厚生労働省令で定めるとき—則一の二〕、〔均等な機会の付与の方法—則一の二〕

雇用対策法

第二章 求職者及び求人者に対する指導等

○ 本章：旧三章から繰上（平成元六法律九号）

（雇用情報）

第十一条 厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報（以下「雇用情報」という。）を収集し、及び整理しなければならない。

2 厚生労働大臣は、雇用情報を、求職者、求人者その他の関係者及び職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関その他の関係機関が、職業の選択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置を行うに際して活用することができるように提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

○ 一—三項：一部改正（平成二二法律三三号）、二項：全部改正、三項：一部改正、本条：旧六条から繰下（平成三三法律三三号）、本条：旧一〇条から繰下（平成元六法律九号）

〔労働力の需給に関する調査—職安四〕、〔職業紹介機関—職安二〕

（職業に関する調査研究）

第十二条 厚生労働大臣は、職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果（以下「職業に関する調査研究の成果」という。）について準用する。

○ 一項：一部改正（平成二二法律三三号）、本条：旧七条から繰下（平成三三法律三三号）、旧一一条から繰下（平成元六法律九号）

〔労働力の需給に関する調査—職安四〕、〔適性検査—職安三〕、〔職業に関する調査研究—高年者、障害者—職安三〕

（求職者に対する指導）

第十三条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき職種、就職地その他の求職の内容、必要な技能等について指導することにより、求職者がその適性能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生かされるように努めなければならない。

○ 本条：旧八条から繰下（平成三三法律三三号）

〔職業紹介機関—職安二〕、〔雇用情報—職安二〕、〔職業に関する調査研究—職安三〕、〔求職者に対する指導—職安三〕、〔職業選択の自由—憲三一、職安二〕

（求人者に対する指導）

第十四条 職業紹介機関は、求人者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき求人者の内容について指導することにより、求人者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するように努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求人者に対して、雇用情報等を提供し、かつ、これに基づき求人者の時期、人員又は地域その他の求人者の方法について指導することができる。

職安

○ 本条：旧九条から繰下（平成三〇法律五号）

〔職業紹介機関〕一、〔雇用情報〕二、〔職業に関する調査研究〕三

（雇用に関する援助）

第十五条 職業安定機関及び公共職業能力開発施設は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

○ 本条：一部改正のうえ旧一〇条から繰下（平成三〇法律五号）、一部改正（平成元六法律七号）

〔職業安定機関―職安則〕、〔公共職業能力開発施設―能開五の六二六〕、〔雇用情報―二〕、〔職業に関する調査研究―三〕

第三章 職業訓練等の充実

○ 章名：全部改正、本章：旧四章から繰上（平成元六法律七号）

（職業訓練の充実）

第十六条 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

2 国は、労働者の職業能力の開発及び向上が効果的に図られるようにするため、公共職業能力開発施設が行う職業訓練と事業主又はその団体が行う職業訓練とが相互に密接な関連の下で行われるように努めなければならない。

○ 二項：一部改正、本条：旧一一条から繰下（平成三〇法律五号）、二項：一部改正（平成元六法律七号）

〔職業訓練施設―能開五の六二六〕、〔職業訓練の方法の研究開発―能開五の四〕、〔職業訓練指導員の養成確保―能開五の三〕、〔公共職業能力開発施設―能開五の六二六〕、〔事業主又はその団体が行う職業訓練―能開五の三二四〕

（職業能力検定制度の充実）

第十七条 国は、技術の進歩の状況、円滑な再就職のために必要な職業能力の水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に、職業能力の評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する職業能力の程度を検定する制度を確立し、及びその充実を図ることにより、労働者の職業能力の開発及び向上、職業の安定並びに経済的社会的地位の向上を図るように努めるものとする。

○ 本条：一部改正のうえ旧一二条から繰下（平成三〇法律五号）、見出し：全部改正、本条：一部改正（平成元六法律七号）

〔職業能力の検定（技能検定）―能開五の三二〕

第四章 職業転換給付金

○ 本章：旧五章から繰上（平成元六法律七号）

（職業転換給付金の支給）

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金

〔編注〕 本条第三号は、次のように改正され、平成二九年一月一日から施行される。

三 広範囲の地域にわたる求職活動又は求職活動を容易にするための役務の利用に要する費用に充てるための給付金

四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

五 求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金

六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める給付金

○ 本条：一部改正のうえ旧一三条から繰下（平成三〇法律五号）、一部改正（平成元六法律七号）

〔政令で定める区分―令二〕、〔一―五号の給付金―則一の四一五〕、〔政令で定める給付金―令三、則六の二〕、〔高年三〕

（支給基準等）

第十九条 職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

2 前項の基準の作成及びその運用に当たっては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

○ 一項：一部改正（平成二三法律二五号）、二項：一部改正、本条：旧一四条から繰下（平成三〇法律五号）

〔職業転換給付金の支給基準―則一七〕

（国の負担）

第二十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担

する。

○ 本条：旧一五条から繰下（平成三〇法律三〇号）
〔都道府県が支給する職業転換給付金（一）（二）（三）（四）の負担（令三）〕

（譲渡等の禁止）

第二十一条 職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

○ 本条：旧一六条から繰下（平成三〇法律三〇号）

（雇用保二）

（公課の禁止）

第二十二条 租税その他の公課は、職業転換給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として、課することができない。

○ 本条：旧一七条から繰下（平成三〇法律三〇号）

（雇用保三）

（連絡及び協力）

第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

○ 本条：一部改正（平成二二法律三〇号、平成二二法律三〇号、旧一八条から繰下（平成三〇法律三〇号）、一部改正（平成三〇法律三〇号、平成三〇法律三〇号）

〔高年者、障害者、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法三〕

（高年者、障害者、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法三）

第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等

○ 章名：全部改正（平成三〇法律三〇号）、章名：一部改正（平成三〇法律三〇号）

正、本章：旧六章から繰上（平成三〇法律三〇号）

（再就職援助計画の作成等）

第二十四条 事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画（以下「再就職援助計画」という。）を作成しなければならない。

2 事業主は、前項の規定により再就職援助計画を作成するに当たつては、当該再就職援助計画に係る事業所においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。当該再就職援助計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 事業主は、前二項の規定により再就職援助計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助計画で定める措置の内容が再就職の促進を図る上で適当でないとき認めるときは、当該事業主に対して、その変更を求めることができる。その変更を求めた場合において、当該事業主が

その求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

○ 本条：全部改正のうえ旧一九条から繰下（平成三〇法律三〇号）、五項：一部改正（平成三〇法律三〇号）

〔厚生労働省令で定める事業規模の縮小等〕則七の三、〔再就職援助計画の認定の申請〕則七の四

第二十五条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により再就職援助計画を作成し、又は変更する場合について、同条第四項及び第五項の規定は前項の認定の申請があつた場合について準用する。

○ 本条：全部改正のうえ旧二〇条から繰下（平成三〇法律三〇号）

〔再就職援助計画の作成・変更又は認定の申請〕則七の五

（円滑な再就職の促進のための助成及び援助）

第二十六条 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（以下この条において「援助対象労働者」という。）の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業として、第二十四条第三項又は前条第

一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、求職活動をするための休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与その他の再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対し、必要な助成及び援助を行うものとする。

○ 本条…全部改正のうえ旧二〇条の二から繰下（平成三〇法律五号）、一項…削除（平成四〇法律五号）
 〔必要な助成及び援助—雇用保則三三の四・三三の五（元・二一五）〕

（大量の雇用変動の届出等）

第二十七条 事業主は、その事業所における雇用量の變動（事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。）であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの（以下この条において「大量雇用変動」という。）については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。次条第三項において同じ。）は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

3 第一項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつ

つ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

○ 本条…追加（平成九六法律五号）
 〔厚生労働省令で定める場合—則六、（厚生労働大臣への届出—則六、（厚生労働大臣への通知—令四、（職業安定機関—職安則二、（雇用情報—二、（求人の開拓—職安二、（職業紹介—職安七・三、（公共職業能力開発施設—能開五の六・二六、（罰則—六）〕

第六章 外国人の雇用管理の改善 再就職の促進等の措置

○ 本章…追加（平成九六法律五号）
 （外国人雇用状況の届出等）

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）、その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、事業主に対して、当該外

国人の有する在留資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

二 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

三 職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

四 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

3 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

4 第二項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。

○ 本条…追加（平成九六法律五号）
 〔厚生労働省令で定める事項—則一三、（事業主の確認—則二、（厚生労働大臣への届出—則二・三、（職業安定機関—職安則二、（雇用情報—二、（求人の開拓—職安二、（職業紹介—職安七・三、（公共職業能力開発施設—能開五の六・二六、（厚生労働大臣への通知—令五、（罰則—六）〕

（届出に係る情報の提供）

第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣から、出入国管理及び難民認定法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規

定による通知に係る情報を提供するものとする。

○ 本条：追加（平成一九六法律五号）、一部改正（平成三・七法律九号）

（法務大臣の連絡又は協力）

第三十条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。

2 法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。

○ 本条：追加（平成二六法律五号）

第七章 国と地方公共団体との連携等

○ 章名：全部改正（平成二六法律五号）
（国と地方公共団体との連携）

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

○ 本条：追加（平成二七法律五号）、旧二〇条の三から繰下（平成三〇法律五号）、旧二七条から繰下（平成二六法律五号）、一部改正（平成二六法律五号）

○ 国と地方公共団体との連携の方法（則三）

（要請）

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのお

それがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるかを否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○ 本条：追加（平成二六法律五号）

第八章 雑則

○ 章名：追加（平成二六法律五号）

（助言、指導及び勧告）

第三十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

○ 本条：追加（平成一九六法律五号）、旧三二条から繰下（平成二六法律五号）

（報告等）

第三十四条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○ 本条：追加（平成二六法律五号）、旧三二条から繰下（平成二六法律五号）

○ 報告の命令（則四一）、（職員の身分を示す証明書（則四二））、（罰則（一））

（資料の提出の要求等）

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律（第二十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。）を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

○ 本条：追加（平成二六法律五号）、旧三四条から繰下（平成二六法律五号）

（報告の請求）

第三十六条 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

○ 本条：旧二二条から繰下（平成三〇法律五号）、旧二九条から繰下（平成二六法律五号）、旧三五条から繰下（平成二六法律五号）



〔職業転換給付金一〇、〔罰則一六〕

(権限の委任)

第三十七条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

○ 本条…追加(平成六・六法律五号)、本条…旧三六条から繰下(平成六・六法律五号)

〔厚生労働大臣の権限の委任一則五一〕、〔都道府県労働局長の権限の委任一則五二〕

(適用除外)

第三十八条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項の規定する船員については、適用しない。

2 第六条から第十条まで及び第五章(第二十七条を除く。)の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

○ 見出し…全部改正、二項…追加本条…旧三三から繰下(平成三・四法律五号)、一三項…一部改正、本条…旧三〇条から繰下(平成六・六法律五号)、本条…旧三七条から繰下(平成六・六法律五号)

〔職安六〕

(罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 本条…追加(平成六・六法律五号)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

○ 一項…一部改正、本条…旧二四条から繰下(平成三・四法律五号)、一項…一部改正、本条…旧三二条から繰下(平成六・六法律五号)、見出し…削除、一項…一部改正、本条…旧三八条から繰下(平成六・六法律五号)

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四〇・三法律三三号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中雇用対策法第二十一条の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の雇用対策法第二十一条の規定(離職に係る雇用量的変動に関する部分に限る。)は、

同条に規定する雇用量的変動であつて、当該雇用量的変動に係る離職の全部がこの法律の施行(前項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。)の日以後であるものについて適用し、当該雇用量的変動に係る離職の全部又は一部が同日前であるものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる雇用量的変動についての届出に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二・三法律第百四号)(抄)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則 (昭和六三・六法律第百四号)(抄)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成六・二七法律第百四号)(抄)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成九・四九法律第三号)(抄)

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成三〇・六・三法律第二号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二・三三法律第百四号)(抄)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、

附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（編注・平成二・九・三政令第三五号により平成二・三・二〇から施行する）。

附則（平成二・七・六法律第七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（後略）

附則（平成二・三・三法律第二六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（中略）は、平成十三年一月六日から施行する。（後略）

附則（平成三・五・三法律第二六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成三・四・三法律第二五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

（後略）

（政令への委任）

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に關する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条第三項及び第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成四・三・三法律第二五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則（中略）第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成六・六・二法律第三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（編注・平成六・二・四政令第二五号により平成六・三・三〇から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二（前略）附則第四条及び第五条の規定 平成十八年四月一日

附則（平成九・六・八法律第五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（編注・平成九・六・三政令第二四号により平成九・八・四〇から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用対策法第十二条を削り、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする改正規定、同法第七条の改正規定、同法第一章中同条を第十条とし、第六条の次に三条を加える改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定（同項第二号中「第二十九条」を「第三十五条」に改める部分を除く）、同法第三十条第二項の改正規定、同法第二十八条を削り、第二十七条を第三十一条とする改正規定、同条の次に三条を加える改正規定（第三十二条に係る部分を除く）、同法第六章中第二十六

条の次に一条を加える改正規定及び同法第六章を第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定並びに次条、附則第六条（中略）の規定 平成十九年十月一日

二（略）

（外国人雇用状況の届出等に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人（第一条の規定による改正後の雇用対策法（以下「新雇用対策法」という。）第八条に規定する外国人をいう。以下この条において同じ。）を雇い入れている事業主は、平成二十年十月一日までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該外国人に係る新雇用対策法第二十八条第一項に規定する事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合には、この限りでない。

2 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れについては、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。）は、平成二十年十月一日までに、政令で定めるところにより、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に雇い入れている外国人に係る新雇用対策法第二十八条第一項に規定する事項を厚生労働大臣に通知するものとする。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。

3 新雇用対策法第二十八条第二項（第三号を除く。）の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

4 新雇用対策法第二十九条の規定は、第一項の規定に

雇用対策法

よる届出及び第二項の規定による通知について準用する。

5 新雇用対策法第三十三条の規定は、第一項の規定の施行について準用する。

6 第一項及び第二項並びに前項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による厚生労働大臣の権限については、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

7 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

〔厚生労働大臣への届出〕平成二十九年省令(三三)号による改正則附則一、(厚生労働大臣への通知)平成二十九年政令(四四)号による改正令附則一、上記改正則附則一、(厚生労働大臣の権限の委任)上記改正則附則一、(都道府県労働局長の権限の委任)上記改正則附則二、(罰則)平成二十九年法律七号による改正法附則二

(罰則)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第二条第五項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行

に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三十七年法律第七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日(編注・平成三十三云政令第三号により平成三十七)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 △略▽

三 △前略▽附則第五十三条中雇用対策法(昭和四十四年法律第三十二号)第四条第三項の改正規定(中略) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(編注・平成三十三政令第三号により平成三十七)

四 △略▽

附 則 (平成三十四年法律第六号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。△後略▽

附 則 (平成三十八年法律第三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。△後略▽

一・三 △略▽

附 則 (平成三十三法律第七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。△後略▽

一・四 △略▽

(雇用対策法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の雇用対策法第十八条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する求職活動(当該求職活動に關し、前条の規定による改正前の雇用対策法第十八条の規定による給付金が支給されている場合における当該求職活動を除く。)又は役務の利用をした者について適用し、施行日前に広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する当該求職活動に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十八年法律第三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 △前略▽附則八中略▽第六条から第十条まで(中略)の規定 公布の日

二 △前略▽第八条(中略)の規定(中略) 公布の日から起算して三月を経過した日

三 △略▽

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれ

の法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。